

学校教育系専門職大学院評価基準 新旧対照表

改正案	現行	改正の理由
<p>I 総則</p> <p>2 評価基準の性質及び機能</p> <p>評価基準は、学校教育法に規定する大学評価基準として定めるものである。</p> <p>本評価基準が対象とする学校教育系専門職大学院とは、以下の要件を備えたものをいう。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 授与する学位名称が、学校教育修士(専門職)またはこれに相当する名称のものであること。</p> <p>評価基準は、「専門職大学院設置基準」及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」を踏まえて、機構が学校教育系専門職大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定(以下「適格認定」という。)をする際に、学校教育系専門職大学院として満たすことが必要と考えられる要件及び当該学校教育系専門職大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めるものである。</p> <p>評価基準は、9の「基準領域」から成り、その下に「基準」が設定されている。「基準」は、各基準の細則である「基本的な観点」のいくつかを含み、その内容により次の2つのレベルに分類される。</p>	<p>I 総則</p> <p>2 評価基準の性質及び機能</p> <p>評価基準は、<u>学校教育法第109条第4項</u>に規定する大学評価基準として定めるものである。</p> <p>本評価基準が対象とする学校教育系専門職大学院とは、以下の要件を備えたものをいう。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 授与する学位名称が、学校教育修士(専門職)またはこれに相当する名称のものであること。</p> <p>評価基準は、「<u>専門職大学院設置基準</u>」(<u>平成15年文部科学省令第16号</u>)及び「<u>専門職大学院に関し必要な事項について定める件</u>」(<u>平成15年文部科学省令第53号</u>)を踏まえて、機構が学校教育系専門職大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定(以下「適格認定」という。)をする際に、学校教育系専門職大学院として満たすことが必要と考えられる要件及び当該学校教育系専門職大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めるものである。</p> <p>評価基準は、9の「基準領域」から成り、その下に「基準」が設定されている。「基準」は、各基準の細則である「基本的な観点」のいくつかを含み、その内容により次の2つのレベルに分類される。</p>	<p>学校教育法の条項や省令番号については、記載がなくても明確なものであることから削除した。</p>

<p>(<u>レベルⅠ</u>) 各学校教育系専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。</p> <p>(<u>レベルⅡ</u>) 各学校教育系専門職大学院において、定められた内容に関する措置を講じていることが期待されるもの。</p> <p>ただし、<u>レベルⅠ</u>において、基準が「満たされている」と判断するに当たって、必ずしも関係する「基本的な観点」項目をすべて満たしていることを条件とはしていない。</p> <p>3 「適格認定」の要件等</p> <p>評価結果については、次の2通りで判断する。</p> <p>(1) <u>レベルⅠ</u>の「基準」をすべて満たす場合は、「学校教育系専門職大学院評価基準に適合している。」と評価する。</p> <p>(2) <u>レベルⅠ</u>の「基準」を1つでも満たしていない場合は、「学校教育系専門職大学院評価基準に適合していない。」と評価する。</p> <p>各学校教育系専門職大学院は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に「適格認定」が与えられる。評価基準に適合していると認められるためには、前述の<u>レベルⅠ</u>に分類される「基準」をすべて満たさなければならない。</p> <p>一方、<u>レベルⅡ</u>に分類される「基準」は、評価結果の適合・不適合には、直接かかわらないが、当該学校教育系専門職大学院の充実度を示している。(以下省略)</p>	<p>(<u>A</u>) 各学校教育系専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。</p> <p>(<u>B</u>) 各学校教育系専門職大学院において、定められた内容に関する措置を講じていることが期待されるもの。</p> <p>ただし、(<u>A</u>)において、基準が「満たされている」と判断するに当たって、必ずしも関係する「基本的な観点」項目をすべて満たしていることを条件とはしていない。</p> <p>3 「適格認定」の要件等</p> <p>評価結果については、次の2通りで判断する。</p> <p>(1) (<u>A</u>)の「基準」をすべて満たす場合は、「学校教育系専門職大学院評価基準に適合している。」と評価する。</p> <p>(2) (<u>A</u>)の「基準」を1つでも満たしていない場合は、「学校教育系専門職大学院評価基準に適合していない。」と評価する。</p> <p>各学校教育系専門職大学院は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に「適格認定」が与えられる。評価基準に適合していると認められるためには、前述の(<u>A</u>)に分類される「基準」をすべて満たさなければならない。</p> <p>一方、(<u>B</u>)に分類される「基準」は、評価結果の適合・不適合には、直接かかわらないが、当該学校教育系専門職大学院の充実度を示している。(以下省略)</p>	<p>当該大学が行う自己評価における、「基準の達成状況」の「ABC」と区別するため、評価基準のレベルの表記を変更した。</p>
---	--	---

基準領域 1 : 理念・目的	基準領域 1 : <u>設立の理念と目的</u>	理念・目的については、評価時点の目的・理念が対象となり、設立時の理念・目的とは限らないため、基準領域の名称を修正した。
(基準) 1-1 : <u>レベル I</u>	(基準) 1-1 : <u>A</u>	レベル表記を変更した。
1-2 : <u>レベル I</u>	1-2 : <u>A</u>	レベル表記を変更した。
<u>削除</u>	<u>1-3 : A</u> <u>○ 当該学校教育系専門職大学院の理念・目的を公表し、周知に努めていること。(1-3-1)</u>	理念・目的の公表等については、基準 8-3 の教育活動等の情報の公表に統合した。
<u>削除</u>	(基本的な観点) <u>1-3-1 : 理念・目的が、学内の構成員に周知され、ウェブサイトや大学案内等をつうじて、社会一般に公表されているか。</u>	理念・目的の公表等については、基準 8-3 の教育活動等の情報の公表に統合した。

基準領域 2 : <u>学生の受入れ</u>	基準領域 2 : <u>入学者選抜等</u>	基準領域の名称をより内容に則した名称に変更した。
(基準) 2-1 : <u>レベル I</u> ○ 人材養成の目的に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められていること。（2-1-1）	(基準) 2-1 : <u>A</u> ○ 人材養成の目的に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、 <u>公表</u> されていること。（2-1-1）	レベル表記を変更した。 入学者受入方針の公表については、基準 8-3 の教育活動等の情報の公表に統合した。
2-2 : <u>レベル I</u> ○ 教育理念及び目的に照らして、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の <u>受入れ</u> が実施されていること。（2-2-1、2-2-2）	2-2 : <u>A</u> ○ 教育理念及び目的に照らして、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の <u>受け入れ</u> が実施されていること。（2-2-1、2-2-2）	レベル表記を変更した。 字句の修正。
2-3 : <u>レベル I</u>	2-3 : <u>A</u>	レベル表記を変更した。
(基本的な観点) 2-1-1 : 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が <u>明確に定められているか</u> 。	(基本的な観点) 2-1-1 : 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が <u>公表、周知</u> されているか。	入学者受入方針の公表については、基準 8-3 の教育活動等の情報の公表に統合した。

基準領域 3 : 教育の課程と方法	基準領域 3 : 教育の課程と方法	
(基準) 3-1 : <u>レベル I</u> ○ 専門職大学院の制度 <u>並びに</u> 各学校教育系専門職大学院の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成されていること。(3-1-1)	(基準) 3-1 : <u>A</u> ○ 専門職大学院の制度 <u>ならびに</u> 各学校教育系専門職大学院の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成されていること。(3-1-1)	レベル表記を変更した。 字句の修正
3-2 : <u>レベル I</u> ○ 教育課程を展開するにふさわしい授業内容、授業方法・形態が整備されていること。(3-2-1)	3-2 : <u>A</u> ○ 教育課程を展開するにふさわしい <u>教員の配置、</u> 授業内容、授業方法・形態が整備されていること。(3-2-1)	レベル表記を変更した。 教員の配置については、基準領域 6 : 教員組織に移動した。
3-3 : <u>レベル II</u>	3-3 : <u>B</u>	レベル表記を変更した。
3-4 : <u>レベル I</u>	3-4 : <u>A</u>	レベル表記を変更した。
3-5 : <u>レベル I</u>	3-5 : <u>A</u>	レベル表記を変更した。
3-1-1 : 教育課程 <u>(2) 理論と実践を往還する探究的な省察力の育成を図ることのできる体系的な教育課程編成となっているか。</u> (3) (省略) (4) (省略)	3-1-1 : 教育課程 (2) (省略) (3) (省略)	理論と実践を往還する探究的な省察力の育成を図ることのできる教育課程となっていることが明確となるよう観点に明記した。
(基本的な観点) 3-2-1 : 授業内容、授業方法・形態 <u>削除</u>	(基本的な観点) 3-2-1 : <u>教員の配置、</u> 授業内容、授業方法・形態 <u>(1) 各教員が、それぞれの教育・研究上の業績又</u>	教員の配置については、基準領域 6 教員組織に移動・統合した。

<p><u>削除</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p>	<p><u>は実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。</u></p> <p><u>(2) 教員組織は、研究者教員と実務家教員との協働が図られ、理論と実践との融合という視点から、全体として実践的な力量形成を意識した教育が行われるように組織されているか。</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p>	
<p>3-3-1：学校等における実習</p> <p>(7) 実習等の免除（全部ないし一部）措置を行う場合、例えば教職経験の内容と履修コースの実習等の内容とを照らし合わせる等、適切な判断方法<u>及び基準</u>を設けて措置決定が行われているか。また、その措置決定について合理的な根拠・資料にもとづいた説明がなされているか。</p>	<p>3-3-1：学校等における実習</p> <p>(7) 実習等の免除（全部ないし一部）措置を行う場合、例えば教職経験の内容と履修コースの実習等の内容とを照らし合わせる等、適切な判断方法<u>および基準</u>を設けて措置決定が行われているか。また、その措置決定について合理的な根拠・資料にもとづいた説明がなされているか。</p>	<p>字句の修正</p>
<p>3-4-1：履修指導</p> <p><u>(6) TA（ティーチング・アシスタント）等を活用した授業が行われている場合には、適切な運用がなされているか。</u></p>	<p>3-4-1：履修指導<u>等</u></p>	<p>「等」の記載は不要なので削除した。</p> <p>基準6-4の教育支援者等のうち、TA等の教育補助者について、活用がある場合には、本基準で扱うよう移動・整理した。</p>

基準領域 4 : <u>学習成果・効果</u>	基準領域 4 : <u>教育の成果・効果</u>	学習の成果による評価を行うことを明確にするため、名称を変更した。以下同様
(基準) 4-1 : <u>レベル I</u> ○ 各学校教育系専門職大学院の人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に照らして、 <u>学習</u> の成果や効果が上がっていること。(4-1-1、4-1-2、4-1-3)	(基準) 4-1 : <u>A</u> ○ 各学校教育系専門職大学院の人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に照らして、 <u>教育</u> の成果や効果が上がっていること。(4-1-1、4-1-2、4-1-3、 <u>4-2-1</u>)	レベル表記を修正した。
4-2 : <u>レベル I</u> ○ <u>修了生が学校教育系専門職大学院で得た学習の成果が学校等で発揮できていること。また、その成果の把握に努めていること。</u> (4-2-1、4-2-2、4-2-3)	4-2 : <u>B</u> ○ <u>学校教育系専門職大学院における学生個人の成長および人材の育成を通じて、その成果が学校・地域に還元できていること。</u> (4-2-1、4-2-2、4-2-3)	学校教育系専門職大学院が設立され、一定期間が経過したことに鑑み「レベル I」の基準にするとともに、成果が発揮され、その成果の発揮について把握することが組織的・継続的に行われていることを評価の対象とするために適切な表現に修正した。
(基本的な観点) 4-1-1 : 単位修得、修了の状況、資格取得の状況等から判断して、学校教育系専門職大学院の目的に照らした <u>学習</u> の成果や効果が上がっているか。 4-1-2 : 学生の <u>学習成果・効果</u> の全般についての概要が把握できているか。 4-1-3 : 修了生の <u>教員就職等進路状況の実績</u> 、成果から判断して、学校教育系専門職大学院の目	(基本的な観点) 4-1-1 : 単位修得、修了の状況、資格取得の状況等から判断して、 <u>各</u> 学校教育系専門職大学院の目的に照らした <u>教育</u> の成果や効果が上がっているか。 4-1-2 : 学生 <u>や修了生</u> の <u>教育成果・効果</u> の全般についての概要が把握できているか。 4-1-3 : 修了生の <u>修了後の進路状況等の実績</u> や成果から判断して、 <u>各</u> 学校教育系専門職大学院の	基準 4-1 では、在学・修了時の成果を評価の対象とするため字句を整理した。 修了生の教員就職の実績については、進路状況等に含まれていたが、明確にするため、表現を修正した。

<p>的に照らした<u>学習</u>の成果や効果が上がっているか。 <u>削除</u></p>	<p>的に照らした<u>教育</u>の成果や効果が上がっているか。 <u>4-2-1：修了生の赴任先の学校関係者・教育委員会等からの意見聴取等の結果から判断して、各学校教育系専門職大学院の目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。</u></p>	<p>修了生の赴任先からの意見聴取等の結果に関する観点については、基準4-2のみで扱うこととした。</p>
<p>4-2-1：修了生の赴任先の学校関係者・教育委員会等からの意見聴取等の結果から判断して、学校教育系専門職大学院の目的に照らした<u>学習</u>の成果や効果が上がっているか。</p>	<p>4-2-1：修了生の赴任先の学校関係者・教育委員会等からの意見聴取等の結果から判断して、<u>各学校教育系専門職大学院の目的に照らした教育</u>の成果や効果が上がっているか。</p>	

基準領域 5 : 学生への支援体制	基準領域 5 : 学生への支援体制	
(基準) 5 - 1 : <u>レベル I</u>	(基準) 5 - 1 : <u>A</u>	レベル表記を変更した。
5 - 2 : <u>レベル II</u>	5 - 2 : <u>A</u>	経済支援について、全学的な支援に加え、学校教育系専門職大学院独自の取組を重視した評価を行うこととし、独自の取組の充実度を示す「レベル II」に変更した。
(基本的な観点) 5 - 2 - 1 : 学生が在学期間中に学校教育系専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、経済的支援体制が整備されているか。 <u>特に学校教育系専門職大学院独自に整備されているか。</u>	(基本的な観点) 5 - 2 - 1 : 学生が在学期間中に学校教育系専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、経済的支援体制が整備されているか。	経済支援について、全学的な支援に加え、学校教育系専門職大学院独自の取組を重視した評価を行うことを明確にするため、適切な表現に修正した。

基準領域 6 : 教員組織	基準領域 6 : 教員組織等	「等」の記載は不要なので削除した。
(基準) 6-1 : <u>レベル I</u> ○ 学校教育系専門職大学院の運営に必要な教員が適切に配置されていること。(6-1-1、6-1-2、6-1-3、6-1-4、6-1-5、6-1-6、 <u>6-1-7</u>)	(基準) 6-1 : <u>A</u> ○ 学校教育系専門職大学院の運営に必要な教員が適切に配置されていること。(6-1-1、6-1-2、6-1-3、6-1-4、6-1-5、6-1-6)	レベル表記を変更した。 観点を追加した。
6-2 : <u>レベル I</u>	6-2 : <u>A</u>	レベル表記を修正した。
6-3 : <u>レベル II</u> ○ <u>学校教育系専門職大学院における教育活動に関連する研究活動が組織的に取り組まれていること。</u> (6-3-1)	6-3 : <u>A</u> ○ <u>教育の目的を遂行するための基礎となる教員の研究活動等が行われていること。</u> (6-3-1、6-3-2)	個人の研究ではなく、学校教育系専門職大学院として組織的な研究を重視した評価ということを明確にするため修正した。 組織的な研究活動については、当該学校教育系専門職大学院の充実度を示す「レベル II」とした。
<u>削除</u>	6-4 : <u>B</u> ○ <u>教育課程を遂行するために必要な教育支援者(例えば事務職員、技術職員等)が適切に配置されていること。</u> (6-4-1)	教育支援者のうち事務職員技術職員については、基準 8-1 へ移動。TA 等の活用がある場合は、基準 3-4 の学習指導へ移動した。
<u>6-4 : レベル I</u>	<u>6-5 : A</u>	レベル表記を修正した。

<p>(基本的な観点)</p> <p>6-1-2: 学校教育系専門職大学院の運営に必要な教員が確保されているか。 また、それらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関して高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が、専門職大学院設置基準に規定された必要な専任教員の数(以下「必要専任教員数」という。)以上置かれているか。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>6-1-4: 専任教員のうちには、専攻分野における実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者(以下「実務家教員」という。)を含むものとし、実務家教員が、必要専任教員数のおおむね3割以上に相当する人数置かれているか。</p> <p>6-1-6: 教育上のコアとして設定されている授業科目については、原則として、専任の教授又は</p>	<p>(基本的な観点)</p> <p>6-1-2: 学校教育系専門職大学院の運営に必要な教員が確保されているか。 また、それらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関して高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が、<u>専攻ごとに平成15年文部科学省告示第53号(専門職大学院に関し必要な事項について定める件)第1条第1項に定める専攻ごとに置くものとする専任教員の数</u>(以下「必要専任教員数」という。)以上置かれているか。</p> <p>(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者</p> <p>(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>6-1-4: 専任教員のうちには、専攻分野における実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者(以下「実務家教員」という。)を含むものとし、<u>おおむね20年以上の実務経験を有する実務家教員が</u>、必要専任教員数のおおむね3割以上に相当する人数置かれているか。</p> <p>6-1-6: <u>各学校教育系専門職大学院において教育上のコアとして設定されている授業科目について</u></p>	<p>必要専任教員の定義の字句を整理し適切な表現に修正した。</p> <p>「おおむね20年以上の実務経験を有する」については、「専門職大学院設置基準及び学位規則の一部を改正する省令の公布等について(平成19年3月1日付18文科高第680号)別添4「教職大学院における「実務家教員」の在り方、2.実務家教員の範囲、(3)専攻分野における実務の経験、◇教員等学校教育関係者の場合について」の「例えば教諭の場合、標準的な勤務経験(担任サイクル、主任等の経験)を考えれば、概ね20年程度の経験が必要である」に基づき記述したものであるが、学校教育系専門職大学院が特色を踏まえて採用基準を定めることに対して制約を与えることとなることから、観点の文から削除した。</p>
--	--	---

<p>准教授が配置されているか。</p> <p><u>6-1-7：教員組織は、研究者教員と実務家教員との協働が図られ、理論と実践との融合という視点から、全体として実践的な力量形成を意識した教育が行われるように組織されているか。</u></p>	<p>ては、原則として、専任の教授又は准教授が配置されているか。</p>	<p>基準3-2から教員組織に移動した。</p>
<p><u>6-2-2：研究者教員及び実務家教員それぞれの採用基準や昇格基準等が、学校教育系専門職大学院における教育活動に相応しい基準として、明確かつ適切に定められ、運用されているか。特に、教育上の経歴・経験及び指導能力の評価が行われているか。</u></p>	<p>6-2-2：教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、運用されているか。特に、教育上の経歴・経験及び指導能力の評価が行われているか。</p>	<p>研究者教員及び実務家教員それぞれの経歴や教育歴に応じた基準が規定されていること等が明確となるよう適切な表現に修正した。</p>
<p><u>削除</u></p> <p><u>6-3-1：教育活動に関連する研究活動が組織的に行われているか。</u></p>	<p><u>6-3-1：教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。</u></p> <p><u>6-3-2：教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。</u></p>	<p>当該観点については、基準9-1に移動・統合した。</p> <p>個人研究ではなく、学校教育系専門職大学院として組織的な研究活動を評価の対象とすることを明確にするため適切な表現に修正した。</p>
<p><u>削除</u></p>	<p><u>6-4-1：学校教育系専門職大学院の教育課程を実施するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。</u></p>	<p>教育支援者のうち事務職員技術職員については、基準8-1へ移動。TA等の活用がある場合は、基準3-4の学習指導へ移動した。</p>
<p><u>6-4-1：（省略）</u></p> <p><u>6-4-2：（省略）</u></p>	<p><u>6-5-1：（省略）</u></p> <p><u>6-5-2：（省略）</u></p>	

基準領域 7 : 施設・設備等の教育環境	基準領域 7 : 施設・設備等の教育環境	
(基準) 7-1 : <u>レベル I</u>	(基準) 7-1 : <u>A</u>	レベル表記を修正した。
(基本的な観点) 7-1-3 : 教育現場に即した実践的な研究を行う上で、図書館等において、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他、 <u>学校教育系専門職大学院</u> に必要な資料が系統的恒常的に整備され、有効に活用されているか。 7-1-4 : 複数のキャンパス <u>及び</u> サテライトキャンパスがある場合、学校教育系専門職大学院が運営される大学においては、キャンパス間の連携協力体制が確立され、運営が効率的になされているか。	(基本的な観点) 7-1-3 : 教育現場に即した実践的な研究を行う上で、図書館等において、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他必要な資料が系統的恒常的に整備され、有効に活用されているか。 7-1-4 : 複数のキャンパス <u>および</u> サテライトキャンパスがある場合、学校教育系専門職大学院が運営される大学においては、キャンパス間の連携協力体制が確立され、運営が効率的になされているか。	適切な表現に修正した。 字句の修正

基準領域 8 : 管理運営	基準領域 8 : 管理運営等	字句を整理した。
(基準) 8-1 : <u>レベル I</u>	(基準) 8-1 : <u>A</u>	レベル表記を修正した。
8-2 : <u>レベル I</u> ○ 学校教育系専門職大学院における教育 <u>研究</u> 活動等を適切に遂行できる <u>経費</u> について、配慮がなされていること。 (8-2-1)	8-2 : <u>B</u> ○ 学校教育系専門職大学院における教育活動等を適切に遂行できる <u>財政的基礎</u> を有し、配慮がなされていること。 (8-2-1)	学校教育系専門職大学院の経費を評価することを明確にするため、適切な表現に修正するとともに「レベル I」に修正にした。
8-3 : <u>レベル I</u> ○ 学校教育系専門職大学院における教育 <u>研究</u> 活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。(8-3-1)	8-3 : <u>A</u> ○ <u>各</u> 学校教育系専門職大学院における教育活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。(8-3-1)	レベル表記を修正した。 字句を整理した。
<u>削除</u>	8-4 : <u>B</u> ○ <u>各</u> 学校教育系専門職大学院における教育活動及び管理運営業務等に関する自己点検・評価及び外部評価等の基礎となる情報について、 <u>適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。</u> (8-4-1、8-4-2)	当該観点については、基準 9-1 に移動した。
(基本的な観点) 8-1-1 : 学校教育系専門職大学院の管理運営に関する重要事項を審議する会議（以下「学校教育系専門職大学院の管理運営に関する会議」と <u>いう。</u> ）が置かれているか。	(基本的な観点) 8-1-1 : 学校教育系専門職大学院の管理運営に関する重要事項を審議する会議（以下「学校教育系専門職大学院の管理運営に関する会議」と <u>呼称する</u> ）が置かれているか。	字句を修正した

基準領域 9 : <u>点検評価・FD</u>	基準領域 9 : <u>教育の質の向上と改善</u>	基準領域の名称をより内容に即した名称に修正した。
(基準) 9-1 : <u>レベル I</u> ○ 教育の状況等について点検評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。 (9-1-1、9-1-2、9-1-3、9-1-4、 <u>9-1-5</u>)	(基準) 9-1 : <u>A</u> ○ 教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。 (9-1-1、9-1-2、9-1-3、9-1-4)	レベル表記を修正した。 観点を追加した。
9-2 : <u>レベル I</u>	9-2 : <u>B</u>	「レベル I」に対応することが必要な基準に修正した。
(基本的な観点) 9-1-1 : 学校教育系専門職大学院における学生受入の状況、教育の状況及び成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、点検評価が組織的に行われているか。 9-1-2 : 学生からの意見聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等）が行われており、教育の状況に関する点検評価に適切な形で反映されているか。 9-1-3 : 学外関係者（当該学校教育系専門職大学院の教職員以外の者。例えば、修了生、就職先等の関係者等）の意見や専門職域に係わる社会のニーズが教育の状況に関する点検評価に適切な形で反映されているか。 9-1-4 : 点検評価の結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が組織的に行	(基本的な観点) 9-1-1 : <u>各</u> 学校教育系専門職大学院における学生受入の状況、教育の状況及び成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、 <u>自己点検・評価</u> が組織的に行われているか。 9-1-2 : 学生からの意見聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等）が行われており、教育の状況に関する <u>自己点検・評価</u> に適切な形で反映されているか。 9-1-3 : 学外関係者（当該学校教育系専門職大学院の教職員以外の者。例えば、修了生、就職先等の関係者等）の意見や専門職域に係わる社会のニーズが教育の状況に関する <u>自己点検・評価</u> に適切な形で反映されているか。 9-1-4 : <u>自己点検・評価</u> の結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が組	自己点検評価に限らず、点検評価が行われ、反映されていることを評価対象とするため、字句を整理した。

<p>われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。</p> <p><u>9-1-5：自己点検評価や外部評価等の際に用いた情報、得られた結果については、それを実施した年から最低5年間、適切な方法で保管されているか。また、その場合、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管されているか。</u></p>	<p>織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。</p>	<p>観点8-4-1から移動した。</p>
<p>9-2-2：<u>FD（ファカルティ・ディベロップメント）</u>について、学生や教職員のニーズが反映されており、学校教育系専門職大学院として適切な方法で実施されているか。特に、<u>研究者教員と実務家教員の相互の連携・意思疎通を図るとともに、研究者教員の実践的な知見の充実、実務家教員の理論的な知見の充実に、それぞれ努めているか。</u>また、その取り組みが教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。</p>	<p>9-2-2：ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、学校教育系専門職大学院として適切な方法で実施されているか。特に、<u>実務家教員と研究者教員の相互の連携・意思疎通を図るとともに、実務家教員の理論的な知見の充実、研究者教員の実践的な知見の充実に、それぞれ努めているか。</u>また、その取り組みが教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。</p>	<p>研究者教員、実務家教員の順番を入れ替えた。</p>

※従来の評価基準において示してある《必要な資料・データ等》については、例示であり評価基準そのものではないことから削除し、自己評価書作成要領等で示すこととした。